別紙

宅地建物取引業者に対する行政処分について

令和３年４月１６日
東京都住宅政策本部住宅企画部不動産業課

被処分者	商号	●●●
	代表者	●●●
	主たる事務所	●●●
	免許年月日	●●●
	免許証番号	●●●
聴聞年月日		令和３年３月１０日
処分内容		宅地建物取引業務の全部停止１５日間
業務停止期間		令和３年４月３０日から令和３年５月１４日まで
適用法条項		宅地建物取引業法第６５条第２項第４号 （報告命令の拒否による業務の停止）

事実関係

被処分者には、下記のとおり、宅地建物取引業法（昭和２７年法律第１７６号。以下「法」という。）違反があった。

記

被処分者は、平成３０年４月２１日付けで、自ら売主として、買主Ａとの間で、横浜市所在の土地建物２物件、川口市所在の土地建物１物件の売買契約を締結した。

この業務について、令和２年８月から同年１１月までの間に、計３回にわたり、法第７２条第１項の規定に基づく報告のための来庁を求められたにもかかわらず、正当な理由なく報告命令に従わなかった。

このことは、法第６５条第２項第４号に該当する。